

ガイドライン運用面の見直し  
第10回ワーキンググループ  
(環境社会配慮の手続き)  
「カテゴリB案件のうち助言委員会が  
助言を行う必要な案件とは」

日時 平成27年1月16日(金) 14:02~16:14

場所 JICA市ヶ谷研究所2階 202B会議室

(独)国際協力機構

### **助言委員（敬称略）**

作本 直行 日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮 審査役  
柴田 裕希 東邦大学 理学部 専任講師  
田中 充 法政大学 社会学部及び地域研究センター 教授  
谷本 寿男 元 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授 /  
社会福祉法人 共働学舎 顧問  
二宮 浩輔 山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 准教授  
日比 保史 一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン  
代表理事  
松下 和夫 京都大学 名誉教授 / 地球環境戦略研究機関（IGES）シニア・フェロー  
村山 武彦 東京工業大学 大学院総合理工学研究科 環境理工学創造専攻 教授

### **JICA**

<事務局>

宮崎 桂 審査部 次長  
山邊 卓 審査部 審査役  
長瀬 利雄 審査部 環境社会配慮審査課 課長  
篠田 孝信 審査部 環境社会配慮審査課  
折田 直哉 審査部 環境社会配慮審査課

### **オブザーバー**

上條 哲也 研究所 参事役

午後2時02分開会

長瀬 そろそろ時間ですので、まだ2名の委員がいらっしゃっていませんけれども、ほかの方々お揃いですので、始めさせていただければと思います。よろしく願いします。

本日のテーマは「カテゴリB案件のうち助言委員会が助言を行う必要な案件とは」ということで、設けさせていただいております。

今月の最初の全体会で、山邊からもリマインドがありましたけれども、2月3月の全体会で、運用面の見直しについては、もう全てメール審議も終え、あとは最終的な成果物をつくり上げる方向で行くということで、今日もなるべくこの場で主な提言だとか、そういった形に落とし込めるような具体的な形でコメント、ご発言とかいただけると幸いです。

それではカテゴリB案件ということで、簡単に過去の経緯から申しますと、去年も村山委員長から実際に問題提起をいただきまして、カテゴリAとは違って、実際にBについてもプロシージャーがあまり定まっていないということが一番大きな問題であると、我々認識しております。

その点について、なるべくクリアにするような形で、今日のワーキンググループに諮らせていただいたところでございます。

お手元の資料ですけれども、皆様からいただいた質問・コメント、あとそれに対する私どもからの回答案、あとは共有させていただいた資料、そちらをお手元に配付させていただいておりますので、もしよければ、特に改めての説明ではなくて、通常どおりいただいた質問・コメントのほうから順次、確認していただくといいかなという形で、今日は松下主査をお願いするということで、お願いいたします。

松下主査 それでは早速ですが、いただいた質問に対するJICA回答案を検討していただいて、順次検討していきたいと思っております。

1番からいきたいと思っておりますが、柴田委員のほうから、いかがでしょうか。

柴田委員 1番はカテゴリB案件の中で、趣旨としましては、助言委員会の助言を経ずに進んでいったものの中で、事後的に難しい部分が発生してきたような事例というものを、情報としてそういうものがありますかということでお伺いしたのですけれども、一例としてということだったのですが、これは何かそういう情報を集めたりですか、というようなデータベースではないにしても、そういうものを把握されるような仕組みになっているのでしょうか。

長瀬 ここに例として挙げさせていただいたのは、多分多くの委員もご存じ、フィリピンのカガヤン・デ・オロのプロジェクトでございまして、これは当初カテゴリBで分類していたのです。それほど移転対象の住民も多くないというふうにわかっておりまして、ただ、実際に協力準備調査を進めていった際に実際調べてみると、やはりこれはどう考えてもカテゴリAに相当するくらい的人数がいるというふうにわかって

きましたので、そこから急遽、カテゴリ分類を見直しまして、そこからカテゴリA相当の助言委員会の手続を踏ませていただいたというような例でございます。

柴田委員 これは途中でカテゴリの変更になってということ。

長瀬 なりました。

柴田委員 A案件として、その後の手続のフローは進んでいったと理解してよろしいでしょうか。何かカテゴリB案件の手続を考えるに当たって、今までの運用の中で、実際の不具合といいますか、難しい点というものがもし事例のほうで上がっていけば、議論として確認した上で進めていくというのも一つの方法かなというふうに考えまして、質問させていただきました。

日比委員 すみません、ちょっとよろしいでしょうか。

今の関連したところで、これ、事前質問では出してはいなかったのですけれども、例えば、今、そのカガヤン・デ・オロのプロジェクトが一例として示していただいているのですけれども、実際の件数として、カテゴリBだけれども、Aにカテゴリを変更したとか、あるいは助言を求めたものとか、どれぐらいの数字。といいますのは、そもそも何でカテゴリ分けをするかということ、大きな影響がありそうなもの、それをセクターとか対象となる地域とかからまず選び出すのがAなわけなのですけれども、それに比して影響は小さいだろうというのがBなのですけれども、ただBだからといって影響が小さいとは限らない。

逆に言うと、Aだから影響が大きいとも限らないのですけれども、要はBになったもののうち、もっと慎重に見ていかないといけない案件がどれぐらいあるのかというのを分析しておくのは重要なこと。つまりそこがないと、その先のそもそもBをどういう対応するのかという、それがどれだけのインパクトを持つのか。ひょっとしたら、そんなことはないと思いますけれども、議論のために、例えばカテゴリBだったけれども、3割が実は影響が大きいというのがわかったということになると、Bの対応の仕方をどうするかというのは全然違った考え方になってくる。それが結局3年間なり5年間で5件でしたとか2件でしたという、またそれも全然対応の仕方が変わってくると思うのですけれども、そういう意味でどれぐらいの件数が、より慎重な対応を求めると判断されたのかということをお聞きしたいのです。

長瀬 少なくとも我々の手元でそういう統計はとっておりません。一番我々の記憶に鮮明に残っているのはカガヤン・デ・オロの案件です。何で残っているかということ、非常に珍しい例だから。BがAになるというのは、やはり途中まではそういう社会的配慮のところでは住民移転の人数が明らかに当初の見込みと違って多かったとか、そういった非常に限られた例だと思うのです。

あるいはプロジェクトも生き物ですから、途中でプロジェクトが少しスコープが大きくなるとか、路線が変更になるとか、そういったこともあり得ますので、そういったところで、また別の環境社会配慮が必要になってくるという場合も考えられます。

ただ、一番我々の記憶に鮮明に残っているのは、こういったところで、それ以外であまり何か、Bだけれども実は重要な配慮が必要だというようなものはない。

逆に、今、多分同じような質問をたしか後ろのほう、別なところでいただいていたと思いますけれども、そういう、これはどう考えてももっと重要な配慮が必要だと思った段階で、我々、もうBをAに変えているという、それで助言委員会にかけさせていただいているというところなので、そういった重要な配慮が必要なものをそのままBで残してそのまま突っ走るということは、今までやっていないという形になっています。

松下主査 そうしますと、これ、一例とは書いてありますが、ほとんど唯一の例と言ってもいいのですか。

長瀬 すぐ思いつくのはこれですということです。

篠田 ちょっと補足しますと、カテゴリA案件とB案件というのは明確に違うということです。我々事業をする側から率直に申し上げれば、助言委員会がある・ないというのは手続上、かなり大きな差になります。

助言委員会があるとないというので、調査団の対応も大きく変わる。それは即ちマンマンズの面でも大きく変わってくる。正直、金額にかなりの差が出てきます。なので、調査団と契約する前に、AであるのかBであるのかというのがわかるのは、業務主管部の側としては非常に大事で、途中からBからAに変えるというのはかなり、実施する側の予算面に考えてみても大きいわけです。

我々審査部としても、カテゴリを判断する一つの根拠として出していますけれども、そういった途中での変更がなるべく起こらないように、やはり疑わしきはAにしているのです。なので、日比委員のおっしゃられているBの中にも甚大な影響があるものがあるかもしれないというようなご意見だと理解しておりますけれども、基本的に甚大な影響があるものについてはAにカテゴリライズして、しっかり配慮するというのが基本的な方針であるかというふうに我々は思っています、そういうふうにやっていると。

ただ、Bは確かに影響がないとは言わないので、もちろんガイドラインに沿ってそこはしっかり環境社会配慮をやっていきますというような状況かなというふうに思っています。

私も、これはすみません、データベースがあるわけではないのですが、BからAに変えるインパクトの大きさなんかを鑑みると、基本的にAには、疑わしいものはAになっているということ。件数としても非常に少ないかなと、何年間かやってこの1件2件、何件という程度かなというふうに、相場感で申しわけないのですが、そういうような状況かなというふうに思います。

作本委員 今、BからAの事例を紹介してくれて、それに伴うこの大きな仕事の関連の影響というものを教えていただいたのですが、恐らくこのテーマの中には、三つの

課題があるような気がするのです。BからAに引き上げる、恐らくAからBにというのは考えなくてもいいとしても、一つカテゴリ分類を途中で変えるということによっての影響が起こるということが一つかと思います。

二つ目は、B分類自体の情報をウェブサイトで、リストで紹介されているということがあるのですが、それ自体が、我々が見られるような状態になっているのですけれども、実際どのくらいあるのかとか、見られるのだけれども、それに関する情報が我々、把握しづらいというようなBとかAのちょうど境目もあるのですけれども、Bには実際どんなものがあるのかというようなことの実態をつかめないということが二つ目です。

あともう一つの三つ目は、まさにこの村山委員長が指摘された、まさに手続のところ、助言委員会としてどういう対応、「対応」という言葉に象徴されますが、それはどうやって手続的に組み入れるのかという三つの課題があるのではないかと気にしているのですけれども、一番目は今、まさに篠田さんからご紹介あったような内容かと思えます。

追ってまた確認させていただきたいと思えます。

村山委員 カテゴリ変更という手続的な話と、日比委員のおっしゃる実態として影響が大きい小さいかという話、両方、関連しているようで少し違うところもあると思うのですけれども、BからAになったものとAからBになったものは、少なくとも審査会か助言委員会にかかっているはずなのです。

それで考えると多分、本当に少ないです。数件程度で、5件はないように思います。たしかAからBに変わったものもあったような気がします。もともと大規模な移転があるような話だったのですけれども、マスタープランレベルで終わったというようなことでBになったものがあると思います。

篠田 AからBの場合は、AでEIAレベルをやっていて、環境配慮も住民移転についてもやってカバーしているので、B並みはもちろん超えてやっているということで、AからBに正式に落としたものもありますし、そういった配慮なり案件の進捗が進んだら、「B相当だというのがわかったけれどもAですよ」というのもあるのです。ただやはり委員長がおっしゃられたように、件数としては非常に、そういった変更もあるというのは少ないというのが現状だと思います。

村山委員 ただそれが即ちB案件が影響があまり大きくないということは、一般論としてはそうなのですけれども、言い切ることは難しい。一方で、B案件は本当にごく数が大きい。後でお話があるかと思えますが、数が多いので細かい情報はなかなか入手することが難しいです。

松下主査 柴田委員。

柴田委員 関連して、今、カテゴリ変更でのという過去の運用についてお話があったと思えますけれども、今回議論するフローだと、基本的にはカテゴリBのままでの

助言の方法というのは、議論の対象になっていると思うのですが、これまでの運用の中で、カテゴリBのまま助言委員会が関与したというような運用というのは、どれほど見られるのでしょうか。

長瀬 例えばほかで質問いただいたと思いますけれども、カテゴリB案件のうち必要というガイドラインの書きぶりに合わせるような形でご議論いただいて、助言をいただいたというものは、私も承知しておりません。

下のほうの質問にもありますけれども、助言委員からの要請で、全体会合で説明を行った案件は、ミャンマーのティラワの案件ということでございます。ただしこれは特に助言とかそういった話にも至っていないというお話です。

柴田委員 わかりました。ありがとうございます。

長瀬 事務的な連絡ですが、石田委員が体調不良でご欠席されるということです。

松下主査 そうですか。

作本委員 同じ関連なのですが、カテゴリ変更を行うのは、全体会議の場というように、例えばどこかの段階というのは決まっているのですか。それ以前、カテゴリAと判断されたけれども、JICAサイドのほうでもBで好ましいと思ったら変えてもいいとか、あるいは全体会議の場ならば、AからBとかBからAに変えられることができる、そんなことまで決めておく必要があるのですか。そこは緩やかで。

長瀬 今まで運用としては、例えばAですずっと行っていました、この前の私が知っているものだと明らかにスコープが小さくなって、AからBになったというような、B相当になりますというものについては全体会議で報告をしました。

作本委員 わかりました。

長瀬 ただし、あれも調査自体はAのままです。

作本委員 そうですか。やはり全体会議の場の中で変更はあり得るといえるか、そこでの議論を通すということはあるかというふうには。

長瀬 可能性としてはあります。

篠田 カテゴリ分類自体は、JICAのほうの判断で基本的にはやらせていただいています。それは淡々と、我々の内部手続を経てやらせていただく。ただ、やはり一回、例えば助言委員会の皆様に助言をいただいたり、ご説明させていただいた案件で、中には「あの案件どうなったのかな」と、ご関心いただいている方もいらっしゃるかもしれませんので、そういったものについては、AからBになりましたとか、そういったものについては、ご報告とかご説明させていただく機会はあるかなというふうに思っています。

作本委員 ありがとうございます。

松下主査 それでは1番の関連はよろしいですか。

では2番をお願いいたします。

柴田委員 2番、これはガイドラインの文言の話ですので「そのとおりです」という

ことで、承知いたしました。

松下主査 それでは3番、二宮委員、よろしくお願いします。

二宮委員 3番は、今までの議論にかなり私も、質問の答えをいただいたように思っております。

今も話題になっていた別紙3のところにさまざまな事例、基準みたいなものがありますが、よく調査団の方、あるいは主管の部署の方が、これは火力発電の案件だからAなのだというふうに書かれていたりすることがありますが、火力発電だと全部、右から左にAになるのかとか、その辺の中で、更にどういう規模のものだとAにするのかBにするのかという、その辺のところはわかりにくかったものですから、もう少しブレイクダウンした何か具体的な評価基準みたいなものが、内部の判断の際にあるのかなと思ったものですから、こういう質問をしました。

もう一度確認ですが、そういうものというのは、公になったものはないのですか。それから先ほどA・Bの判断のところでは、BからAになる、あるいは逆にAからBになる場合も含めて事例も少ないし、データベース化もしていないということだったので、それが一つの答えなのかなと思ったのですが、もう一度再度確認で、そういうようなことのリストアップされたものがあって、知見として蓄積されていて、こういうケースがあったらこういう場合も当てはまるので、こうだよなという、そういうJICAの中での議論がされているのかなということを教えていただきたい。

松下主査 いかがでしょうか。

長瀬 少なくとも我々、環境社会配慮で重大な影響が出そうだということがわかってきた段階で、先ほどの繰り返しになりますけれども、BがAになる、BをAにという判断する。それはガイドライン上、特別な処理ではないわけです。それこそ、ここに書いてあるような総合的な検討対象を踏まえながら判断していくというだけですので、特にそこでノウハウの蓄積ということを明確にうたっているわけではない。

前半のご質問のほうにつきましては、こういう別紙3にあるものを参考にしつつ、あとは具体的に個別案件の判断になっていくわけですがけれども、例えば日本の環境アセス法だとか、あるいはそこにも載っていないものだったら、EUの基準だとか、そういったものもいろいろ見ながら、果たしてそれはこの途上国の環境の中で本当にAなのだろうか、Bなのだろうか、あるいはCなのだろうかということをいろいろ判断していくというのが実態でございます。

松下主査 セクターと特性と地域の例示を見て、案件ごとに総合的に検討、判断するということですね。よろしいですか。

二宮委員 わかりました。

松下主査 それでは次は.....どうぞ田中委員。

田中委員 大規模な事業とか、大規模な影響、大規模な要素、この「大規模な」というのはどうやって解釈しているのですか。

長瀬 繰り返しになりますけれども、例えばそういう世銀の運用だとか環境アセス法だとか、いろいろなところの運用を情報収集しつつ、これは大規模というと大体Aになるのだと思うのですけれども、そちらに分類したほうがいいだろうなというふうに考えています。

田中委員 例えば大規模な非自発的住民移転というのがありますね。例えば5人、その該当者がいる場合と50人、500人、一桁ずつオーダーが上がっていくとすると、大規模ということはどう考えるか、定義するかということです。例えばです。

長瀬 一般論では言えないです。今、そういうふうにいただいた質問に返すとしたら、500は非常にAの蓋然性が高いだろう。5と50は、B以下の蓋然性が高いだろうということは言えると思いますが、プロジェクト次第です。

篠田 住民移転の数の基準だけは実は出ていまして、これは200人になります。これがなぜ出ているかということ、たしかADBだと思うのですが、ADBがしっかり200と出しているのです。世銀……すみません、いずれにしろドナーの中でそういった基準が公開されていて、やはり200人というのが一つ大規模という影響を与える蓋然性が大きいのではないかとこのところではあります。

ただ、そこは200人ちょっぴりで切るのかとか、そこら辺はなかなか難しい考え方ですので、案件の内容と影響に応じて、そこは判断していますということで考えております。

作本委員 今の200人という一つの考え方はありがたいのですけれども、例えば3,000人規模の住民移転なんていうのは我々の案件で出た場合に、これは大規模をはるかに数段超えているということで、このプロジェクト自体はもうやってはいけないのではないかとこのことを、我々のほうで不安に思う必要はないのでしょうか。200というのは、多いことは多いのです。けども、場合によっては数千なんていうのもあるわけですね。

篠田 正直、そういった案件はあります。やはり人口密度が全然違う国で事業をやりまして、都市部で行う場合、特にインド、バングラデシュなんかは非常に大きい住民移転が発生します。1,000人を超える規模なんかも多分、ご覧になられたことがあると思うのです。

でもJICAのカテゴリ分類って、Aが今は最上ですので、やはりそれは最上のカテゴリをつけて配慮するという、あとやはり数が増えれば増えるほど、我々もRAPを非常に気をつけて見ますし、200人だったら気をつけて見ないということでは、そういうことではないのですけれども、やはり影響が大きいわけですから、いろいろなところに影響が波及するだろうということも想像に難くないので、そこはRAPがしっかりつくり込まれているのか。そこはしっかり見させていただくと。皆さんにもお諮りして、ご助言をいただいて進める。200人だろうが1,000人だろうが、同じプロセスではあるのですけれども、ご懸念のところは多分同じ共有をしておりますので、しっか

りそこは見させていただく。現地からの情報もたくさんもらうとか、ステークホルダー協議の状況を詳しく丁寧に見るとか、そういったようなことで配慮が落ちないように、そういう対応をしている。

田中委員 もう一つは大規模という、この規模の要件です。日本のアセス制度ですと100ヘクタールとか、道路や鉄道の線的事業の場合には延長の長さを目安や指標にとる、そういう指標はJICAの場合、このA・Bを判断する上で何か参照しているものがあるのですか。

長瀬 具体的な、繰り返しになりますけれども、日本の環境アセス法だとか、そこにはないものであれば、EUの基準だとか、そういったものをいろいろ見ております。

田中委員 その場合に内部的な運用の目安、今、一例として200人と非自発的移転住民の数がありましたが、そういう目安のようなものはお持ちになられているのですか。それはケース・バイ・ケースということでしょうか。

長瀬 中で改めてつくり直しているかということ、そうではなくて、そういったものに、そういったことが書いてありますということをお聞きした上で、では今回どう判断するかということになります。

田中委員 なるほど。先ほどもご意見が出ましたが、つまりAとBとしたときの、その判断基準がどうあるか。あるいは判断基準をどう考えているのかということが一つの論点であり、それからそのための判断の手続をどうしているかという話です。

判断基準は今のお話を伺っている範囲で見ると、国の法であるとか世銀のとか、そうした国際機関の運用基準のところをよく見て、その情報や考え方を参照しながらケースごとに判断しているということですね。

あと、手続の面でいきますと、それは具体的にどんな形で手続が、つまり照会があって回答を出すという、内部的な手続はされているのでしょうか。そのあたりの手続のことを教えてください。

長瀬 あくまで私どもは事業実施部門でなくて、牽制部門ですので、事業実施部門から、このプロジェクトについてカテゴリ分類の案をくださいというような依頼が来るわけです。それに基づいて、いただいた情報によればAです、Bです、Cです、FIですというのがありますけれども、そういった形で返して、それで最終的には全JICAとしての意思決定の参考にしてみようということです。

宮崎 正確には事業部のほうが提案します。これは例えばBなのではないかとか、それに対して審査部のほうで、私もこの前の部署は事業部でしたのでそう思うのですが、大体厳し目に審査部は返してくるのです。これはこの点でこういう問題があるからAですよという形で返すという手続はやっております。

篠田 細かい手続でいうと、案件を実施する場合に、いろいろ実施するために手続を踏まないといけないのですが、そのカテゴリ分類を付すというのは一つ必須の条件というか、必ず入れないといけない手続になっていますので、そこで事業部が隠して

持ってこないとか、そういうことは発生しない。そういうふうにならば、基本的にカテゴリ分類がついたものでないと先に進めない形になっていますので、事業部のほうでまず情報収集を勘案した上で、カテゴリをつけて提案してくる。それに対して審査部が我々の知見で返す。それで最終的に分類結果が確定して先に進む。それを事業開始の前、案件形成段階というのでしょうか。その段階で必ずやっているということになります。

日比委員 分類の最終決断は事業部がすると。仮に審査部がAだと返しても、「いや、Bだ」ということも理論上はあり得るのですか。

篠田 最終的には、環境社会配慮も含めて事業の一部とみなしますので、事業主管部というか、主管部が責任を持つということです。なので、建前上は、主管部が責任を持って最終決断をするということになります。

ただ、我々は牽制部門として、審査部として機能していますので、その判断を覆すというのは、できなくはないのですが、それ相応の理由がないと覆せないわけです。我々もいろいろなプラクティスで、A・Bをつけて、C、FIをつけてやっていますし、我々もそこにロジックを持ってやっていますので、それを、よく銀行の審査部門って極めて強いというような話をよく聞きますけれども、我々も一部銀行の要素もありますし、それを覆して先に進めたいというのは、なかなか難しいのではないかと思います。

日比委員 わかりました。ありがとうございます。

田中委員 今までの審査の蓄積の中でその判断が迷う、まさに審査部として迷うというような事例はありましたか。割と明快にこれはAだ、Bだというのが出て判断がついたのですか。

長瀬 例えばBで迷ったらAにするとか、あるいはCかBかで迷ったらBにするとか、そういったところはやります。例えばCかBかなんかでよくあるのですけれども、例えば用地取得が全くないということがわかったとか、そういうふうになったら、これはもう明らかに規模が小さいし、Cで大丈夫ですよと、そういった条件付きの判断を示してあげるということはありません。調査の過程でそういうのはわかっていたら、これはBではなくてCになってきますよと、そういう話にはなりません。

田中委員 ありがとうございます。3番の二宮委員の意見はそういうコメントだったと思いますが、私もその点は大事なポイントだなと思いました。

松下主査 AとBの判断基準と手続について議論いただいて、もう既に4、5、6に議論が入っていますが、4、5、6の関係で二宮委員、谷本委員、日比委員。

谷本委員 よくわかりました。今までのところで。

松下主査 日比委員もよろしいですか、ここまで。

日比委員 何となくわかった気がします。

松下主査 議論として。

日比委員 議論としたら、ここの4、5、6のご回答だけだと、そもそも専門的な見地から助言するのが助言委員会なので、あまりお答えになっていないなと思っていたのですが、雰囲気は少しつかめてきましたので、とりあえず結構でございます。

松下主査 とりあえずここは、先に。

田中委員 今までのやりとりを聞いていると、B案件のうち必要なもの、つまり環境社会配慮といいますが、必要なものは基本的にAにしている。A相当に見ているので、Aとして今まで処理してきたというような意味合いですね。したがって、今までBのうちAが必要となるような案件というのはまだ生じていないということですよ。本来そういうものであれば、最初からAというカテゴリで対応していましたという趣旨でしょうか。

松下主査 ある程度安全サイドに立って分類しているということですね。

作本委員 私、全体のほうで二つぐらい質問を入れていたのですが、こちらに転記されていないものですから、申しわけありません。そのうちの個別表のほうで1番、2番に全体も入れてあって、一つはB案件というのはもう既に何か教えていただいているとは思いますが、どのくらいの割合なのでしょう、全体の中で。

あと二つ目は、B案件というBとAの選択で迷うことがありますかという質問なのですが、今もそれは教えていただけましたので、どんな分布なのか、おおよそで結構です。3分の1だとか半分だとか、そういうのがあるんですね。

長瀬 こういような感じで、これ、年報に毎年載せている数字です。

作本委員 年報に載せているのですか。そうですか。

篠田 大体毎年、650件を超えるぐらいの全体でカテゴリ分類をしております、もちろん年によってまちまちではあるのですが、100件から150件ぐらい、多いときで200件近くというのがB案件ということでございます。

作本委員 わかりました。そうするとほとんどがC案件という感じですか。

篠田 大部分は確かにCが多いです。それは技術協力プロジェクトが基本的には、あまり環境への負荷のない案件が多いものですから、Cになるケースが多いです。

作本委員 そうですか。

田中委員 今のお話は600案件のうち、A案件というのはそのうちのどれぐらい。

篠田 大体30件から40件です。

田中委員 30件から40件。

作本委員 ありがとうございます。参考になりました。

折田 実際は、こちら年報で毎年公開していますので、今年度も集計が終わり次第公開します。

作本委員 出ているんですね。すみません。失礼しました。

篠田 やはりここに載っておりますように、比較的やはり有償資金協力が、金額も規模も大きいですし、インフラを基本的にはつくるものが多いので、有償資金協力、

円借款がAになるケースというのが多いです。

もちろん施設ものという意味では、無償資金協力もAになるケースはありますけれども、助言委員会をやられて、大体気づかれたと思うのですけれども、やはり円借款が多い。あとはたまに中には技術協力も開発計画調査型の技術協力、開調ですね、あれについてもAになるものが、非常に少ないですが、なくはないというものです。

松下主査 よろしいですか。

作本委員 済みましたので。

松下主査 それでは戻りまして、2ページ目に入りますが、作本委員、7番。

作本委員 7番、8番なのですが、いただいた資料の中の3ページなのですけれども、必要なとか必要に応じてという、そういう言葉がかなりまたご回答いただいたとおり、ガイドラインに入っているのではないかという言葉なので、私もどうしようもないなと思いつつ、やはり必要に応じてとか必要なとか誰が判断するのかと、今も先ほど出ているような基準に基づいてということを常に試されることにもなりますので、この辺やはり文言を少し整理したほうがいいのではないかという、後でまた出てきますが、感じます。

以上です。ご回答で、ありがとうございます。

松下主査 それでは9番はいかがでしょうか。

谷本委員 これは本当に、今回の結論できちんと示していただくのがいいと思います。

松下主査 では、これは結論として公開していくということですね。

それでは10番はいかがでしょうか。

作本委員 これも5ページにIEE調査の項目がこのように書かれてはおるのですけれども、いただいた資料5ページに。ただ実際に現物ってどのくらいの分量でどのくらい深さのある調査をIEEというのはされているのかなと思って、ちょっと聞いてみたかったのですが、どのようなのですか。かなり分量のある本当に表面のマル・バツをつけるような調査なのか。

篠田 ガイドラインには、IEEレベルというのは、基本的にEIAレベルよりも簡易かつ机上でも構わない。「構わない」と言うとちょっと語弊がありますけれども、机上で収集可能な情報をもとに実施するというような、ガイドラインの文言にはなっています。

他方で、カテゴリB案件であっても、必ず環境社会配慮団員というのは入ります。多くの場合において、ほとんどそうだと思うのですが、現地に行って、現地での情報収集なんかに従事しているケースが多い。ガイドライン上にそこまで書いていないので、全部やっていますと言い切れるわけではないのですけれども、基本的には多分そういうことをやらないと、情報が収集できないと思いますし、そこはIEEレベルと言いつつも、ちゃんと現地に団員を入れてやっているケースというのがほとんどという

状況です。基本的にはカテゴリAで項目としていろいろ汚染対策とかあるかと思いませんし、スコーピングがあるかと思いません。そういったプロセスは基本的に踏んでおりまして、カテゴリBながらも汚染対策をやらないといけないものについては、しっかり緩和策が組まれて、環境管理計画、環境モニタリング計画がつくられる。

住民移転があるものについては、呼び方としては簡易RAPという言い方、国際機関がARAPという形で呼んでいますので、それを日本語に単に訳して簡易RAPと呼んでいるんですが、そこでPAPsの補足、補償方針の合意、ステークホルダー協議、こういったようなことが基本的にやられているということです。

ガイドライン上は、やはりAと比較すると、影響の程度を比較するという意味もあって、文言上はカテゴリBについては、Aよりも基本的に影響は少ないですと。かつ対応についても必要に応じて、さまざまなそういう環境社会配慮調査をやりますというような文言になっているのですが、カテゴリBの団員がそこを担って実際には報告書に取りまとめる。

作本委員 これ、例えば公開というか、公表はされているのですか。していないのですか。

折田 協力準備調査の一部でやっていますので、調査が終わり次第、環境社会部分も含めた全部を公開しています。

作本委員 全体で公表するような形で。ありがとうございました。

松下主査 それでは11番、日比委員。

日比委員 これは結構です。

松下主査 それでは12番、谷本委員。

谷本委員 回答の二つ目の協力準備調査が終了したものは、ウェブサイトで読める。ではそれ以前はやはり読めない、見られないのですね。案件概要しか見られないのですね。そうするとそのところでの提案とか、そういうのはなかなか難しいというのが一つわかりました。そういうことですね。提案がなかなか出にくいということ、了解しました。ここは大丈夫です。

松下主査 それでは13番、二宮委員。

二宮委員 13番はスライドで見ると8ページになると思いますが、必要な案件における対応のフロー図が書かれている中で、一番最後は主管部がいらっしゃっている段階で説明せよと。それで、いろいろな質問が出たり、対応が求められるようなことがあったときにはどうするのだろうかというようなことだったのですが、このお答えでいくと、ワーキンググループを開いて検討するというようなことですが、これは、すみません、先ほどの議論をまた蒸し返すようなのですが、カテゴリAで求められているようなプロセスを最初からやり直すという意味ではなくて、このB案件のこのプロセスに対して、また別個のワーキンググループ検討というのは、そのとき、その時点にある情報で検討する。新たな調査をするということではなくて、とい

うことですか。そうすると、今まで事例がないものを、あまり想定でほじくり返すつもりはないのですけれども、そこでもう少し情報が必要で、これではなかなか具体的にはわからないというような結論になる場合もあるかなと思うのですけれども、そういう場合は、どういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

長瀬 可能性の世界であれこれ考えてもしようがないというのはあるのですけれども、場合によっては更なる追加の調査が本当に必要であるというふうに判断されたら、そういったことも可能性としてはあるのだと思います。

篠田 もう一つ考えられるのは、カテゴリA案件でもそうなのですけれども、ある時期においては全く環境社会配慮調査も行われていないし、まだ全然情報がない。特に調査初期の段階では、そういうようなことが起こり得ると思うのです。カテゴリBもそれなりに調査期間があって、調査の深度によって報告書が出てきますので、例えば委員の皆さんがご関心をいただいたときに、何か全体会で説明する、ワーキンググループに持っていったほうがいい、そういった判断になったときに、調査が進捗していなくて、やはり情報として少ないというケースは多分あり得ると思っています。そういった場合は、調査が終わる段階とか、またはスコーピングについて見たいと言えは調査の前段階で多分やれるので大丈夫なのですが、内容についてもっと情報が欲しいということになると、もう少し待っていただくとか、または全く情報がない、または今後とられる予定がないということで、本当に必要であれば追加で調査を打つとか、そういったような形は考えられるかと思うのですけれども、結構ご提案いただく時期によっても、情報がどれだけ出るかということにも関係してくるのかなというふうに思います。

二宮委員 若干心配するのは、先ほどの議論でも、疑わしきは少し上位のカテゴリ分けて丁寧に行っていくという姿勢だということだったので、それは非常に重要なことだし、安心材料ではあるのですが、例えばこの前のページで示されているティラワの事例なんかでもそうですけれども、最終的には助言委員会で説明がされて、それから先には行かなかったのですけれども、例えばAというカテゴリでやっておけば、もう少し状況も変わっていたかというようなこともあるかなという気がするのです。

それで例えば一旦Bにしてしまうと、その段階から更にAに戻られるような調査を改めてやるというのは、なかなかハードルが手続上も高いと思うので、これはこのままBということで、問題ないということで押し通そうというような、そういう別の意図が働かないかなという危惧を持ったりしまして、そういうこともあって、その後の手続はどうなるのかということが一つ懸念としてあります。

後ろのほうで、A・Bのところ、最終的に判断するときに助言委員会に確認をとるようなことをしてはどうかという提案をしたのですけれども、それも実は同じような問題意識がありますけれども、そこがちょっと懸念です。ただ、先ほど課長がおっしゃったように想定でいろいろ議論しても、あまり具体的な議論ができないので、この段

階ではそういうことなのかなという気はいたします。

篠田 私の個人的な認識でもあるのですが、基本的にはやはり程度の大きいものについては、カテゴリAのほうに入れて調査をしています。では、カテゴリB案件を例えば今ある、何でもいいです、何でもいいカテゴリ案件をAに引き上げたところで、では調査がより深く、より項目を多くやられるかという、多分そうではなくて、BはBで、ちゃんとスコーピングをしていて、必要な緩和策が検討されるというようなことになると思いますので、単純にBからAに引き上げれば、いろいろな調査項目が増えたりすると、そういったことでは正直言ってないのかなというふうに思います。

ただし、その案件自体が与える影響が、最初例えばミスリードしてしまっていて、これ、もともとA並みだったものがBとして、またはCとして行われているということであれば、それは確かに調査の項目は大きく増えたりするというのは、可能性としてあります。

ただ、一番最初に若干ご紹介いたしました、BからAに上げるというのは、我々も非常に気をつけて見ているので、その規模感ですとか、内容がわからないものは基本的に高いカテゴリをつけるとか、そういったような原則で運用しているので、そういったようなことは基本的には我々も牽制部として機能している以上、なくすべきでしょうし、基本的に数としては少ないのかなというふうに思っております。

宮崎 ティラワの案件については、今、二宮委員が言及されたのを確認させていただきたいのですけれども、ここで先ほど回答案に書かせていただいたこの案件、確かにBだったわけですが、もう少し何とかなったかもしれないというおっしゃり方を二宮委員がされたのですけれども、これは異議申し立て等があったということをおっしゃったのですか。

二宮委員 そうです。

宮崎 あちらは海外投融資の別案件で、カテゴリA案件でしたので、助言委員会にかけさせていただいています。ですので、あれは、あれだけかけさせていただいても、ああいう結果になったと。ここに書かせていただいたB案件は、関連する案件ではありませんが、別案件ですので、そのところは、すみませんが、クリアにさせていただきたいです。

二宮委員 あの案件は、ではA案件扱いだったわけですか。

宮崎 具体的に異議申し立てまでいった案件は、カテゴリAでした。

二宮委員 そうだったのですか。

折田 若干補足させていただきますと、例えば先ほど住民移転で200人という話がありましたけれども、例えば50人のプロジェクトと250人のプロジェクトがあったとして、その住民から見たときに配慮のレベル感が変わってくるかという、そういう話ではなく、あくまで規模の話ですので、実質的には対応は変わりませんというのが、今の運用の状況です。

二宮委員 というのはこのティラワのときに、前の委員会で委員をしておられた満田委員が、もともと最初に約束されたプロセスと違うプロセスというか、対応になっているという住民からの訴えが来ているということで、この助言委員会に報告をされたところから、そのことに対するフォーカスが当たっていったということがあって、いろいろ説明を受けて、最終的には、JICAとしては先方のカウンターパートに確認して、カウンターパートはきちっとJICAの助言委員会、あるいは環境社会配慮のプロセスにのっとって対応している。ただ現地住民はその対応になっていないと訴えているという、何か三角形の堂々巡りの話になっていて、もう少しインスペクションといいますが、実際のところどういうことになっているのかということに踏み込んで調査ができる、事態が明らかになって、もしかしたら現地の人たちがまた別のモチベーションを持って訴えておられるようなこともあるのかもしれないので、そういうことに逆に翻弄されてしまうと、また環境社会配慮の手続が混乱してしまいますので、言葉がいいかどうかわかりませんが、白黒はっきりするというか、そういうようなことも少し踏み込んでできればよかったのかなということ、そのとき少し思ったものですから、何でも白黒はっきりすればいいものではないのかもしれませんが、そこが、少し追いかける手続が明確になっていることで明らかにできるのであれば、そういうものを持っていたほうがいいのかという意味合いです。

日比委員 ちょっと関連してよろしいですか。

ティラワの案件で、すみません、私もあれが助言委員会で報告された、何度かあったのかという、1回だけでしたか。何か複数回あったと思うのですけれども。

折田 カテゴリB案件では、海外投融資のティラワ工業団地と周辺インフラといいますが、その地域でのインフラ整備事業の両方があるのですけれども、前者の海外投融資の案件は、カテゴリAです。環境レビュー段階で助言委員会から助言をいただいています。もう一つの同じ地区におけるインフラ整備事業は、助言委員の方からのご要望を受け、2013年5月に一度全体会で案件の概要をご説明しています。

日比委員 わかりました。結局、それは助言には至らなかったわけですね。このガイドラインの規定を見ると、助言委員会は、要はB案件のうち必要な案件について助言を行うとなっていて、ティラワの案件のB案件の対応がいいのか悪いのかという話ではなくて、単にこのプロセスを理解する上でお聞きしたいのですけれども、ではそのB案件について委員から具体的にどういう要望であったか記憶していないのであれなのですけれども、でもこの要望があった。説明案件についての説明はあったけれども、助言委員会としては助言はしなかった。つまり助言は必要ないという判断がどこかでなされたという理解なのですけれども、それはそう考えていくとガイドラインの文言の限りでは、誰が必要と判断するのかとよくわからない中、改めて読むと今、思ったのですが、助言委員会は必要な案件について助言を行いと書いて、助言委員会が決めるようでもありますし、必ずしもそうでないとも読み取れるのですけれども、

ここのこのケースの場合はその辺がどういう、あるいはそもそもそういう判断をする前の何か別の事情でそういう形になったのか。参考までにということなのですからけれども教えていただけますか。

折田 逆に当時この部分について、ガイドラインの部分の運用を定めていなかったからこそ、今回どうしますかということを経験させていただきたいということです。

日比委員 それはそれで、なのでその対応自体がよかったのかいけなかったのか、ガイドラインに沿っていたか沿ってなかったではなくて、最終的に助言をせずに報告だけで終わった経緯を、ガイドラインでなっているけれども別に助言、そもそも……すみません。

村山委員 よろしいですか。今日は委員長の立場ではないので、気楽な気持ちでいたのですが、ティラワの案件について議論したときは、助言を行うかどうかは結果的には全体会で判断したと私は理解しています。

日比委員 すみません。私もそこは記憶が定かでなかったのです。

村山委員 それは報告を受けて、さきほど二宮委員がおっしゃったとおり、立場によっていろいろな意見が出てきて、一体どれが正しいのか、その時点での情報だけでは判断ができないというふうな理解だったかと思います。

そういう意味で、カテゴリBはどうしても情報の入手に限界や制約があるのですが、少なくともほかの主体が判断したのではなくて、助言委員会として助言を行わないという判断をしたのだと思います。

日比委員 ということですね。多分判断できないということなのですね。わかりました。ありがとうございます。すみません、その経緯というか事実確認をしたかっただけですので、すみません。

作本委員 今で追加で、春の段階に海外投融資として三つの商社が入っていたと思うのですが、そこから融資してくださいという、そういう案件が出てきて、それについては普通の環境社会配慮手続を踏んで、手続上SEZをつくるに当たった課題とか何かをワーキンググループで議論した上で、たしか提言させていただいたと思いますので、ですから二つの主要インフラのほうはBだったけれども、融資自体の新しい制度が始まったばかりでしたけれども、それについてはしっかりといろいろ提言させていただいたことはあったと思います。

松下主査 それでは13番まで来ていますが、これまでのところはよろしいですか。では14番に移ります。

二宮委員 これは手続上の問題で、先ほどのティラワの件も何か、結構直前に委員長宛てに何かご提案が、満田委員からあったような、そんな記憶がありますので、こういう情報が上がってきて、ちょうど1週間後にあるから、そこで全体会で議論してもらおうみたいな、そういうこともあるかなと思うので、単純に2週間で切っているから来月にして、みたいな、こういうケースって結構緊急性があるような感じがしたの

で、その辺のところ柔軟にしたほうがいいのではないかとということですが、これ、基本的にということなので、どうしてもがちがちでやるということではないという理解でよろしいですか。それであれば、そういう運用をしていただければいいかなと思います。

篠田 万が一というか、もしそういう説明をしなければいけないケースですとか、例えば委員のご関心で、事実関係を現地にまで確認しなければいけないケースというのは結構あるのです。それにはやはり2週間ぐらいかかってしまうというのは正直なところですので、やはり2週間という一つの原則とさせていただいておる。それを切っただけご提案があった場合に、提供できる情報は本当はないかもしれないケースというのはもちろんあるのです。だから、そこはご理解いただいた上で、できる対応をさせていただくというようなことになるのではないかなというふうに思います。

松下主査 よろしいですか。

それでは15番。作本委員。

作本委員 15から17、三つなのですが、先ほど申し上げたようにやはり「必要に応じ」というか「必要な」というのがあるので、これはどこか毎回、誰がどういう基準でというのは問われるのは大変ですから、必要のないところは全体会議で決めた案件にというようなことで、例えば15番については 必要に応じてというのは要らないような書き方に変えるとかということができないかなと。全体として、この言葉をできるだけ本当に必要な場合にのみ、これを使うというようなことがいいのではないかなと思います。

16番も同じであります。上記検討という、全体会議で検討した結果という言葉に置き換えるといいのではないかとことです。

あと17番も、助言という言葉まで入って、チャート、フロー図の中に入っていますから、それも入れたらいいのではないかとということで、ご回答は納得しております。ありがとうございました。特にこれ以上のものはありません。

松下主査 それではこれは回答でいただいたことでしたとします。

18番、柴田委員……田中委員。

田中委員 すみません。一つ手前に戻りまして、よろしいでしょうか。先ほど二宮委員の13番のことです。これ、回答がワーキンググループによる検討ということですが、助言委員会で一応判断して、この問いは、カテゴリA案件、つまりみなす場合というのは要するにカテゴリ変更を行う場合のことを聞いているわけです。尋ねていまずね、この問いは、それに対して回答が「更なる対応が必要となった場合には、ワーキンググループで」という話ですが、先ほども言った助言委員会で最終的には判断することになるのではないのでしょうか。そういう理解でよろしいのですか。

折田 判断と申しますのはカテゴリ分類のことでしょうか。

田中委員 カテゴリ、つまりその取り扱いについて、ここは更なる対応が必要とな

ったらワーキンググループによる対応が考えられる、検討が考えられると書いてあるのだけれども、これでもよろしいですか。さっき流してしまったので、ちょっと気になりまして。

宮崎 二宮委員からのご質問に若干幾つかの要素があるかなと思ったのですが、多分、助言委員会に、カテゴリ変更が必要だと決めるという役割分担はないのだと、単刀直入に申し上げて思います。そういう可能性があるというお話はあるかもしれませんが、カテゴリ変更は、JICA側の責任で必要があったら行うということになるのだと思うのです。

ですので、もしその後JICA側でやはりこれはカテゴリA相当だということになれば、Aに沿った対応、手続を行う。情報をまた取り直すのかわかりませんが、そうことになるのだと思うのです。けれども、「例えば」以前の、「例えば」がない場合、もう少し説明が必要ですねというような場合がカテゴリBのままでもあり得ると思うのですが、そういうときは、場合によってはワーキンググループを行うとか、あるいはもともとのフローで提案させていただいたとおり、更にもう一回全体会合でご説明するとか、そういう対応があり得ますねということかなと思っております。お答えになっておりますでしょうか。すみません。

田中委員 質問のところは、確かに微妙なところがあって、「説明の結果、更なる対応が必要になった場合の手続を検討する」と。

宮崎 そうですね。更にフローの先ですね。

田中委員 「更なる」とあるとですけれども、そのときは、更なる対応が必要との場合はワーキンググループによる検討が必要だというのだけれども、その場合に。やはり助言委員会に最初に報告があるべきではないのですか。この点が思ったことなのです。

長瀬 2回の全体会合で報告をした上で、更なる対応が必要になる場合というふうに、私は読んだので、なので、その全体会合の場で既にこれは。

田中委員 これは、質問が主管部への説明が、全体会合での説明だというふうに理解したということですか。なるほど。

篠田 これ、スライド7でのご質問もいただいていると認識してしまっていて、一番下の「更に説明が必要な場合、業務主管部より再度説明（全体会合）」と、こう書いてあるので、これに更なる対応ということなので、更にもっと情報が欲しいとかわからないという話になったときには、というような回答にしております。

田中委員 わかりました。なるほど、そういうことですか。私は別のことを見ていて、今、それが気になったのですが、このガイドラインの本文、先ほど作本委員もおっしゃったように、8ページの2-7のところ、書き出しは、主語は「助言委員会は」なのです。カテゴリA案件をB、B案件のうち必要な案件について環境社会配慮面の助言を行う。あるいはそれぞれ段階において報告を受ける。必要に応じて助言を行う。だ

から、あくまで助言委員会がある種のイニシアチブを持って、必要なものは、これは必要だからぜひ報告をしてくださいというふうに求めるという助言を、そしてその範囲で助言を行う。そのように読めるのです。

だから、先ほどやりとりがあった中で、カテゴリ分けなり必要だと考え、必要なものとしてカテゴリB案件のうち必要な案件として報告する、あるいは提示をするというのは、JICAの審査部のほうの判断で行っていますというご説明があったと思いますが、そのことは、このガイドライン上の文言とうまく整合しているだろうかという疑問がありました。ですから、今、この問題に関係して気になったところです。どう理解したらいいのでしょうか、このカテゴリの、ガイドライン上のこの説明は。

長瀬 最終的にこれはこちらのガイドラインに書いてあるのは、助言委員会として必要なものについて助言を行うということだと思えます。それで、報告を受けるということだと思えます。必要に応じ更に助言を行うということだと思えます。そのところは、今まで我々の説明と全く齟齬はないと思っておりますし、逆に私どものほうの今回の回答の中でも、我々が必要と感じたカテゴリB案件について助言委員会に助言を求めるということも、排除はしていない形になっているかと思うのですけれども、なので、仕組みとしては全く食い違うところではないと思えます。

田中委員 なるほど。つまり、そのようにも読めるし、また、助言委員会は、カテゴリB案件のうち必要な案件についてと、この必要な案件というのは、助言委員会が判断して、これは必要だと考えるから、そこについては、環境社会配慮面の助言を行う、あるいは行いたい、行う必要があると考えているということで、その必要な案件という、この必要性の程度が、繰り返しになりますが、助言委員会が基準として持つのではないか、そういう読み方ができませんか、あるいはできますよねという確認なのです。

長瀬 あくまでも助言をするか否かのところの判断は、助言委員会にあるということ、このガイドラインは定めているというふうに私は理解しております。

田中委員 なるほど。そこは.....

長瀬 そこは今までの運用と全く変わらないと思えます。

田中委員 今までの運用だと、こちらですよ。

宮崎 ご説明のほうでも。

田中委員 7枚目ですよ。

宮崎 助言委員の方々のほうからこれが必要なのではないですかとっていただくようになっているのかなと思えます。先ほどのお話はカテゴリ分類に関しては、今までというか今後もですけれども、厳し目にいきますので、我々で決めさせていただいています。しかも過去はカテゴリB案件で、JICAのほうから助言をいただきたいとお願いするものはなかったと、理解していますが、そのBの中で、必要と考えられる案件があれば、連絡いただくというようになっていますので、そういう意味ではガイド

ラインと齟齬はないと思います。

田中委員 これは、だからスライドの7ページの考え方は非常に新しいというか、今まで明確になっていなかった手続を、書面で非常に明確にしたということだと思います。

篠田 まさにティラワのときなり、委員の皆さんが提起されるプロセスをどうするのだというのが、一時期議論になったときに、そこでようやく2週間ルールというのをつくらせていただいた。

ガイドラインにカテゴリBのうち必要な案件と書いてあるけれども、このプロセスはどのようにやるのだというような提起もいただいたかと思います。そのときに、それは運用面の見直しにおいてしっかりと議論させていただきたいということで、我々もいろいろ準備と十分検討した上でのフローを踏まなければいけないということもあって、この場で議論させていただいている。今回の議論、結論が出ることによって、この委員の取り扱い、助言委員会での取り扱い、またそのプロセスが明確になるということを楽しんでいるということでございます。

田中委員 わかりました。

松下主査 カテゴリA案件、B案件、案件の分類はJICAのほうでやられて、そのうちB案件のうちで必要な案件をどういうふうに決めるかということがスライドの下の図で、今、提案されているという、そういう理解ですね。

田中委員 わかりました。

作本委員 すみません、ただ、今、田中委員……私もこれ、7番でもう既に了解していることを蒸し返して申しわけないのですが、このガイドライン自体から読むと、やはり田中委員が今おっしゃるように、助言委員会でBのうち必要だと選んだら、議論対象に取り上げられますよというふうに文章上読めるように書いたら、これにやはりどうもうまくないのか、あるいは判断が別なら別でしょうがないですが、そういうようなことがあるのではないかと思います。

ですからそういう意味でこのガイドラインのこの今のA案件及びカテゴリB案件のうち必要なという、この字句はやはり曖昧さを持っているということは、ガイドライン、実際こういう文言ではないですが、それ自体の表現が曖昧さを持って含んでいるということは、やはり言い残してもいいのではないかなと思うのですが、

長瀬 先ほど宮崎が申したことの繰り返しになりますけれども、なので、ガイドラインの文言とも合わせるような形で今回一つのフローを提案させていただいているということです。

作本委員 そういうことなのですね。フローを。わかりました。

日比委員 ちょっとしつこいかもしれませんが、ただ、このフローでも誰が必要と判断するのかというのがよくわかりませんし、多分これまでのお答えいただいている中では、それは審査部あるいはJICAであるということかなと思うのですけ

れども、先ほど田中委員もありましたように、どっちも読むとガイドライン上は必ずしもそうは言い切れない、少なくとも解釈の余地があるなどは思うのです。

なので、これだけ、ガイドラインだけを見て今のこの7ページ、8ページだけを見れば、やはり誰が必要と判断するのかがわからないところがあると。これまでのお答えだとそれはJICAですということになるのですけれども、いやいや、このガイドラインを見たら、それ、助言委員会でも判断できるはずですよという解釈の余地は、これで残る。つまりどっちがいい、悪いというのは、今はちょっとわからないのですが、少なくともその曖昧さが7ページ、8ページには残ってしまうというのは、何らかのレコグニションをしておく必要はあるのかなと。

篠田 議論の理解についていっているか自信がないのですけれども、まず助言委員会自体の設置については、1-10ですか。ガイドライン5ページに実は書かれていまして、基本的にJICAが設置して、助言を求める、助言を得るために助言委員会というのは設置しますと。JICAがやはりこの案件について助言が欲しいので、助言委員会にお願いしますという、まずJICAの判断として、そこに助言委員会の皆さんに案件をご審議というか見ていただいて助言をいただくという、このプロセスがあるのではないかなというふうに考えておりまして、最終的に判断するのは、基本的にはJICAになるのかなというふうに考えています。

ただ、この下というか後に出てくる助言委員会のほうのところ、助言委員会の役割が書かれて、カテゴリBのうち必要な案件についても必要に応じて助言を行う。こういった機能を有します。ただこの機能を有するものの、そのフローというのは基本的には今、不明確なので今回明確にしますと。そういうような理解を私はしておりまして、基本的な判断はJICAが、助言委員会を設置している主体でもあるJICAのほうですというふうなことに、基本的には考えておったということです。

作本委員 今、日比委員の意味していることというか、私の意味しているのは、今の篠田さんの立場はそれでわかるのです。事業を提言したJICAがまずAかBか決めるというのは、それは尊重して、今までやってきているわけですから、それはもうわかった上で、それでガイドラインを読むとそういうふうには書いていない、別にも読み取れるように曖昧な表現になっていますよということで、このガイドライン自体の字句を修正してもらいたいということが要求です。提言される、A・Bのカテゴリは最後JICAさんってそれは事業の責任を持つわけですから、それは出発点でわかっていますので。

日比委員 その曖昧さが残るなということです。

上條 異動になりまして、研究所にいますのですけれども、今、議論していて思ったのですが、最初にも議論がありましたけれども、そもそもカテゴリBですごく何か問題があった事案は、ほとんどなかったという前提があるわけです。1年に1件もないわけです。

私も昔、必要な場合を自分で書いた記憶もあるので、それはなぜ書いたかという、必要ではないと言えないから書いただけなのです。必要ではないとは言えないだろうという議論があるわけです。特にガイドラインを議論する中でいろいろな立場の人がいるわけで、そこで誰が、誰がなんてやっていたらまず議論が収束しない、終わらないわけです。もう必要ではないとは言えないと。それであれば、カテゴリBが全部要らないということではないでしょう。ではカテゴリA・Bを全部かける、そういうわけでもない。カテゴリBは全部かけない、そういうわけでもない。では必要な場合はかけましょうと。実際はその当時から委員会をつくりましたから、委員会の人たちとも相談するときに問題事例が発生すれば、こういう問題が発生しましたとなれば、そういうときに委員会もありますから、議論して対処を決めましょうと。私の記憶なので、10年以上前ですけれども、そういうふうにして運用していたわけです。だからそもそも表現が曖昧なのです。それはいろいろな人が関わってつくっている文章なので曖昧なのです。必要な場合というのも、それは必要ではないと言えないから必要な場合と書いているのです。そしてそれがいっぱいあると言われてしまえばそうかもしれないけれども、その当時はそういう判断でつけていたわけです。ここには必要な場合とつけました。「それでいいですか」「いいですか」「いいですか」とやってつくっているのです。

それが例えば10年運用してきて、もうこれは必要な場合は要らないと、絶対やるとか絶対やらないとか二つに分けられる、閾値が明確ですということであれば、それは外していいと思います。でもそれはまだわからないからとか、立場がいろいろな人の立場がいるということをちょっと置いておいて、ここだけの議論は多分かなりバイアスがかかっていると思いますけれども、それだけで必要ではないのはわからない。それはわからないのです。そもそもそういう前提でつくっている。

以上です。

作本委員 上條さんもやはり誤解があるような気がして。この文章だけを今言っている、僕が聞いているのは。この文章で必要な案件についてってこれ、JICAさんで決めていただいて結構なのです。けどこの文章そのものを読むと、助言委員会が必要だと判断した案件しか主語はほかにないわけですから、助言委員会が勝手にB、これ、必要だねと選んでいいよと書いてあると、正反対に読み取れてしまいますよということを行っているのです。

上條 その文章は僕書いていないのでわからないのですけれども。

作本委員 ガイドライン自体がおかしい。

上條 でもそれで実際、問題が起きていないのですよね、今、実際は。カテゴリBで何か問題が起きているのですか。問題が起きていなければ10年後のときの議論でいいのではないですか。

日比委員 この運用見直しをしようという中の議論としては出てくるのではないで

すか。

上條 そうですけれども、ただ問題が発生しているのかという前提をまず明確にしたほうがいいのではないのでしょうか。

宮崎 議論に何か私もついていけないところがあるのですけれども、我々の提案は、委員のほうからJICAに連絡という形にさせていただいているわけです。ですので、「必要に応じて」かどうかわかりませんが、私どもの提案はガイドラインどおりになっていると思います。

作本委員 こちらはなっていると思います。極めてこの提言の流れは、バイアスが入っていないと思うのです。ただそれにはガイドラインに沿っていない、というかガイドラインの字句がぼやかしてあるという。

長瀬 ガイドラインは今回いじらないという前提の上で議論しておりますので、そこはよろしく願いいたします。

松下主査 ガイドラインの文章は一応前提、触らないで。

作本委員 触らないということで。

松下主査 曖昧さは残るけれども、曖昧さは手続として明確にするためにスライド7と8で提案いただいた。むしろ7と8のほうが手続として適切かどうかを見ていただくということだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

日比委員 私もそのガイドラインがどうこうという、曖昧だなとは思っています。ただそれをどう解釈するかというのが、多分この見直しワーキングの一つの目的で今、おっしゃった委員側がそれをイニシエートするのだということであれば、ここの、この7の一番上の、要は「助言が必要と考えられる」の主語が委員になるような書き方にすれば、それで委員が必要と考えられるものについて、JICAに連絡するという書き方にすると、もう少し明確になるのかなと思います。

折田 この7ページの一番上のところを助言委員が、助言が必要と考える案件について、ということですか。

日比委員 ついて理由とともにJICAに連絡と。

折田 それであればそのように。

日比委員 多分そういう意図を持って書かれているのですよね。

折田 最終的な結果のところでもそういうふうに差し替えて。それでよろしいですか。

松下主査 文章を、ここを変えるということで、それでよろしいですか。

日比委員 それでひょっとしたらこのガイドラインと違くと、全体会合で出るかもしれないですけれども、今おっしゃった意図はそのほうが、私個人としては明確に理解できます。そもそも委員のイニシエートだけでいいのかという別の問題、後で提案させていただきますが、ここに書かれている内容については。

松下主査 それではその点は文章を変えるということで、とりあえずよろしいですか。

17まで行っていたのですね。それでは質問・コメントに戻りまして、18番の柴田委員の意見ををお願いします。

柴田委員 実は18番と19番は今の議論のところを確認したかったというのが意図でして、18番はこのいただいた資料の7ページ、8ページを見ますと概要説明のスイッチといいですか、トリガーはよくわかるのですけれども、その上で助言をするかしないかの判断がどこで行われるのかというのが、私は十分に読み取れなかったので、確認をしたかったのですけれども、いただいたお答えと今の議論を踏まえると、助言を行うか否かの判断は全体会合でもって行う。その決定をするということがはっきりしましたので、承知いたしました。それは私もガイドラインにそのまま即しているというふうに理解しています。

19番に関しましては、では助言を行う場合に、具体的にどういうふうに助言案を作成して助言に至るのかというところで、通常、カテゴリA案件について助言が行われているわけですが、それとの違いというのがどういうふうに想定されているのかと、何かこれを見るとちょっと違いそうだなというふうな印象がありまして、恐らくワーキンググループに諮るか否かのところが大きな違いになっているのかなというふうに読み取れたのですが、そのところ、多分想定があると思うのです。その想定を図では十分に読み取れなかったので、お伺いしたというのが質問の趣旨になります。

ご回答いただいたものを拝見しますに、基本的にはこの全体会合の場で、概要説明をして、その場で、あるいはその翌月に助言案を確定するといったようなイメージなのでしょうか。その間には、基本的にはワーキンググループが想定しないというような理解でよろしいのでしょうか。

長瀬 これは私どもの今の提案でございますけれども、1回目の全体会合で、そこに至るまでに事前にいろいろ説明させていただいて、本当に全体会合で諮るかというプロセスは経ますが、全体会合で概要説明を行った上で、場合によってはその場でコメントなり、助言なりを残していただくというのを。

柴田委員 その場で。

長瀬 はい。それが一番通常のパターンになるのではないかなというふうに、今は考えております。

そこではまだ説明が不十分だと、更に説明が必要だというふうに考えられた場合は、次の全体会合でまた更なる説明を業務主管部からさせていただく。その場で必要に応じて助言を確定していただくというふうに考えております。

柴田委員 このところで2点確認なのですけれども、1点目は、更に説明が必要だというふうな場合というのは、その更に説明が必要だというふうに判断するのは、全体会合がそういうふうに判断した場合は、という意味でよろしい。

それともう一つ、更に細かい議論が必要だというふうな判断を全体会合がした場合に、場合によっては、ワーキンググループを設置するという事も選択肢として排除

されないという理解でよろしいのでしょうか。

長瀬 はい。

柴田委員 わかりました。

では立て続けに20番も私なのですけれども、行ってしまってよろしいのでしょうか。

では、先ほどの議論のところ、ちょっと気になっているところがありまして、20番は21番の村山先生のコメントと重なって多分、重要な議論になると思いますので、その前に一点だけ確認をさせていただきたいのですが、それはカテゴリ分類に関してなのですけれども、カテゴリ分類はJICAが行う。これは理解できるのですけれども、そのカテゴリ分類に関して、助言委員会が助言をすることもまた排除されていないという理解でよろしいですね。カテゴリ分類自体は環境社会配慮面に含まれるものであって、環境社会配慮面について助言をするのが助言委員会になりますので、カテゴリ分類に関して助言をすることは否定されていないという理解でよろしいのでしょうか。実際そういう場合は想定されるのかどうかはわからないのですけれども。何かガイドラインを読む限り、そういうふうに読めるといふふうに私は理解していたのですけれども。

長瀬 個人的な認識かもしれないのですけれども、JICAが行ったカテゴリ分類自体について助言をいただくというのは、私は想定していないと思います。カテゴリAの分類のもとで、ではどういった適切な社会配慮が必要になるかということをご助言いただくということは当然ありますけれども、そのときに例えばこれはカテゴリAではなくてBのほうがよかったのではないかというコメントをいただくのは、排除するものではないかもしれませんが、あまり想定しているものではないという理解です。

柴田委員 恐らく今までの運用上問題がなかったというのは理解しておりますが、これから先の話考えた場合に、今までカテゴリ分類の基準としていろいろなものが想定されている、あるいはほかの機関もそれに相当するような基準がある。その中で判断をしていくというのは順当だと思うのですけれども、例えばこれまで経験したことのないようなタイプの事業が案件として上がってきた場合に、カテゴリB相当だといふふうに判断したけれども、何か助言委員の専門性から判断して、実はこれはこういう環境社会影響が考えられるので、Aで扱ったほうがいいのかというような判断がなされた場合に、そういった助言というのは、ガイドライン上否定されるのでしょうか。

長瀬 ガイドライン上で、そういったことを明確に否定しているものはないと認識しております。ただし、そういったものを想定したガイドラインではないと私は認識しております。現実問題としては、我々も今まで経験していなかったものが出てきたときなんかは、確かに個別にその分野の専門家の方に聞いて、それでこれってどういったプロジェクトなのかということから始まって、我々が問題意識として持っているのは環境社会配慮の面ですから、そういった面でどういったインパクトが出てく

る可能性があるのですかということは、個別に勉強させていただいている、そういう形になっていると思います。

篠田 ちょっと補足しますと、これまでやったことがない協力をするというのは、かなり稀なケースではあるとは思いますが、一応カテゴリAの範疇の中に、影響が不可逆的な場合と、よくわからないということですが、そういった大規模な影響、A並みの影響が想定される場合ですとか、範囲が大きかったりするような場合ですとか、そういったときにはやはりAという判断をするのが、実際かと思いません。

助言委員会の皆さんに、案件について諮ったときに、助言としてこれはBではなくてAであるという助言を期待していないと思うのです。そうではなくて、やはり影響の範囲が大きいのではないかと、そこは皆さんの専門的な見地から環境なり社会なりの影響を助言として残していただいて、それを受けてJICAとしてカテゴリを検討するというプロセスはあり得るかもしれません。

ただ、今までのケースでもそうなのですから、BがAになるケースというのはやはり統計的に見ても非常に少ないということと、我々も非常に気をつけて見ているということで、そういったケースが起こるのは非常に稀ではないかなというふうな思うところであります。

宮崎 逆にお伺いしたいのですが、カテゴリ分類に助言委員の皆様からJICA側にチャレンジされたいという可能性があるということかと思いますが、Bであっても、今回のフローでワーキンググループになるかどうかまでわかりませんが、そこそこの情報は提示するような機会を持ちますので、それでどうでしょうかというのが今回の提案ですが、それだけでは足りないということなのでしょうか。

柴田委員 その違いは私の中で明確に整理できていないのですが、環境社会配慮の審査をカテゴリAとして行ったという説明が必要なのではないかというような事態が、具体的にそれはどういう事態ですかというふうに言われると、私も答えられないところがあるのですが、今、制度の話をしておりましたので、可能性として制度の考え方がどうなっているのかというのを確認させていただいたということです。

宮崎 多分さっき篠田が申し上げたところかと思うのですが、JICAは何をやって、助言委員会が何をやるかという、その役割分担のところとも多分関係してくるお話かと思えます。私どもとしては、カテゴリ分類云々ではなくて、AでもBでもどうしても皆様の専門的見地で気になる案件があれば、JICA側に説明を求める機会を提示させていただいているという意味において、今回提案させていただいたもので、対応できるのではないかなと思っております。

柴田委員 わかりました。

松下主査 よろしいですか。一応、18、19の柴田委員の質問とその回答については、柴田委員としては納得された。

それでその上でこれは私のコメントですが、それを前提として、スライド7を見ると、概要と説明、案件概要等を説明していただくと、これ、全体会合ですね。それを受けて必要に応じてその場でコメント・助言するということは、このスライドからは読めないなので、これをもう少し工夫していただいて、横に必要なに応じて、コメント・助言とか二つついてくると思うのですが。よろしいですか。それが私の提案です。

折田 たしか24番、村山委員長のコメントに。

松下主査 そうですか。

日比委員 事前には出していなくて、そのこのフロー、7ページと8ページのフローの中で、つまりあとガイドラインの解釈からいっても、実際、助言委員会が助言をB案件であっても必要と考えるものについて助言をする可能性はあるわけです。下の8ページのほうでは、それを想定しているということだと思うのですけれども、7に入っていないので、かつ7の3番目と4番目、両方とも全体会合とわざわざ括弧書きにしてあるので、ワーキンググループでも、先ほど、二宮先生のご質問への回答かどこかでワーキンググループの検討、13番で「考えられる」と書いてあるので、そのオプションがあるという、何らかのそのワーキングでの検討を考えられ、かつ助言委員会として助言を出すオプションがあるというのが、この7ページで表現されておいたほうがいいのかと、この読み方だけ見ると全体会合でしか、これについては説明がなされるだけであって、助言のプロセスが表現されていないかなと思います。そういう理解で正しいのであれば、助言のプロセスをこのフローの中に入れていただければと思います。

折田 多分今日の議論の中でご説明をさせていただいていると思うのですけれども、カテゴリAとBで、調査の例えば深度とか情報が異なる中で、カテゴリAと、全てそのまま原則同じフローでということではなくて、やはり助言委員会での議論というのも基本的にはカテゴリAとBでは、例えば読む資料そのもののボリュームが違ったりかける時間も違うというのが想定される中で、基本的には全体会合での議論になるのではないのでしょうかということを、こちらからご説明しているというのが今回のところだと思うのですけれども。

日比委員 その理解がちょっと違っておりました。

折田 それでもただ、そうではなくて、更にもう少し見たほうがいいのではないかということになりましたら、それはもちろんワーキンググループで検討して助言をいただきますよということですので、そのような認識なのです。

日比委員 というか、今おっしゃった最後のところをフローに入れていただければいいのかなと思うのですけれども。つまり更に必要であれば、ワーキングを開き、助言をすることもあり得るというのを7ページ、8には入っているという理解なので、7で。

作本委員 それについては17番の私の質問で、助言実施も入れてくれるということで7ページ目に、了解を受けていますので。

日比委員 なるほど、わかりました。すみません。

松下主査 7と8の修正について、大分議論が出てきましたが、時間が中間地点に来ましたので、一度ここで10分ほど、私の時計でいうと今、29分ですが、40分ぐらいまで休憩にしまして、それからまた考えたいと思います。何かもう既に村山委員のお答えで修正がされるようになっていきますね。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時41分

松下主査 それでは後半を再開いたします。先ほどはコメントでいいますと20番まで行っていると思いますので、21番から、村山委員のほうからお願いします。

村山委員 ご回答の形で何らかの情報提供をお願いできるということであれば、これは今までと異なる前進だと思えますので、よろしく願いいたしたいと思えます。進めていく中でどの程度の情報が可能なのかというのは、また別途議論する機会が必要かもしれませんけれども、とにかくまずは何らかの形で情報提供していただくというのが大事ななと思えます。

松下主査 ではよろしいでしょうか。それでは22番はいかがでしょう。

村山委員 これも結構です。委員長だけの名前が入っているのですが、ぜひ副委員長にも。

松下主査 副委員長よろしいでしょうか。

田中委員 はい。前回たしかこのような形式だったと思えますので。

松下主査 よろしく願いいたします。23番いかがでしょう。

村山委員 これも取り上げないという可能性はあまりないとは思いますが、そう判断した場合、やはり提案された委員が説明する必要があると思えますので、その点を明確にしたほうが良いと思えます。

松下主査 それでは24番ですが。

村山委員 これは先ほども議論があった点で、必要に応じて助言をするという表現を必要な箇所に入れていただくと。

松下主査 これは修正をお願いいたします。では25番いかがでしょう。谷本委員、お願いします。

谷本委員 上のほうは結構です。規定されていないということで、また何らかの形で規定したらいいと思えます。次のガイドラインの見直しの際に。

それから二つ目が、本当にこういう連絡というのですが、提案というのですか、これが委員だけでいいのかどうか。これが一つと、もう一つは本当に第三者からあった場合、どういうふうを採用するのか。確かにカテゴリBはほとんどないということなのですけれども、あり得るかもしれない。その場合にこの提案があった場合にどういうふうに対応するのは決めておいたほうが良いのではないかなと思えます。

松下主査 いかがでしょう。

長瀬 このいただいたコメント・質問ですが、あくまでもスライド7、8に関するものだというふうに理解しております。要は、実際に私ども事務局のほうにこれが助言が必要と考えられるカテゴリBプロジェクトなのですよというふうに連絡をいただくのは、これは助言委員の方々に限っていいのかなというふうに思っております。

ただ、もちろん、全JICA的に、全プロジェクト的に考えて、そういう外部の方、もちろん被援助国だとかNGOの方だとか、そういった方からに対して我々が扉を閉ざしているということをここに書きたいわけではなくて、それは我々、別途広報の窓口だとか、そういったところで、受け付けさせていただいておりますので、それはそちらのほうの流れできちんと対応させていただくことを想定しております。あくまでもこの質問・回答は、今回提示させていただいたスライド7と8に関する連絡の処理の中で考えておくということになります。

松下主査 助言委員会におけるB案件の必要性をどう取り上げるかに関する手順ということで、外国の方とか、そういうことは別途JICAのルートを通じてアプローチがあるということですね。

谷本委員 了解しました。

田中委員 今のところですが、確かにこの7のところの助言委員からのということだと思いますが、このJICAガイドライン全体を通じて、そうした異議申し立てと申しますか、判断についての第三者からの通報と申しますか、そういうものを受け付けるという仕組みはなかったのでしょうか。

長瀬 異議申し立ての手続というのはきちんと定まっております。なので、それをこのスライドで否定するものではありません。

田中委員 ということでしょいかね。

上條 あと、ウェブサイトにあります、誰でも意見を言えるもの、環境社会配慮ガイドラインのウェブサイトを見ていただければ、ご意見のある人はどうぞというところがあるので、そこでもしカテゴリが違うのではないかという意見があれば言ってくださればいいのではないのでしょうか、一般の方であったとしても。

篠田 異議申し立てと申すと、JICAが行った行為がJICAのガイドラインに抵触する可能性がある、または抵触しているのではないかと、そういった意見の申し立てになるのです。そういったケースというのは、非常に厳しいケースだと思うのですが、それ以外で例えば被援助国に実際に何かいろいろと行われているという中で、何か苦情なりがあるという場合には、苦情処理メカニズムというのを、特に外部に向けて必ず設けることになっていて、そこに駆け込むことができるような体制になっています。それを確認しておりますし、それ以外にも、私も在外事務所の経験もありますけれども、直接JICA事務所に来て話を聞いてくれとか、いろいろなものがあって、それを聞くことを我々は別に全く拒否するものではありませんし、全く根も葉もないものをいきなり聞いてくれとか、変な営業が来ることももちろんあるのですけれども、そう

いったものでなければ、しっかり受け取って、参考にするなり先方政府に伝えるなりというチャンネルはもちろんありますので、そういったものを否定しているということではないということであります。

松下主査 それでは、これはそういうことでお願いいたします。

26番、二宮委員、いかがでしょうか。

二宮委員 26番は先ほどのA・Bの話の議論のところ、いろいろ議論を伺って、コメントを出したときほどの熱はもう大分冷めてきているのですが、今日の議論を伺って、一旦A・BをJICAさんのほうでカテゴリ分けをして、議論を通して、Bであったものの中で必要とされたもの、助言委員からの起案というか発案で、もう一回戻して議論の対象にしていくプロセスはもうつくっていただいている。これは更に下からの戻りの可能性をきちっと担保していただくのと、上のところの峻別のところで、更に網をかけていくというようなことができるという意味だったのですけれども、確かに非常に分量も多くなるし、今の全体会合でもかなりたくさんの議論をしていますし、かけられると我々は見なければいけなくなるというようなことがありまして、どうかなのと思いつつも、その辺が検討してはどうかというような、ちょっと曖昧な表現になっているのです。

ですので、要はそういったこと、先ほど今まで問題ないのということがありましたけれども、もう少し厳密に言えば、本当は問題になりそうなものがあつただけけれども、見逃されているというようなものもあるのかもしれないので、上のところでも少し助言委員会の関与を持てれば望ましいのかなというような思いでした。

ただ、これ、もう少し中長期の検討課題にさせていただいていいかなというふうに思っています。

松下主査 それでは27番、作本委員、お願いします。

作本委員 フローチャートをつくっていただいたので、よりわかりやすくなったと思います。私、質問したのはこのフローチャート、今、実際、これで動いていると思うので、これ自体について、何か更に変更というか変えていいのか、ここで議論する必要があるのかどうかということなののでしょうか。あるいはこういうので、今までやっているからこのままこういうのを図式化した形で広めていくというか、使っていきたいというふうに考えてはどうでしょうか。今までにないフローチャートなのですよ、これ。

長瀬 あくまでも今日、これは提案させていただいている中で、ご了承いただければ、みんなで合意が取れれば、こういった形で運用をこれからしていく。今まではこういった例がなかったということ。

作本委員 そういう意味ではまた出発に戻りますけれども、フローチャート化してくれたことにはありがたいと思います。ただ、先ほど柴田委員ですか、ワーキンググループを設ける、設けないとか、そういうのをここに書き込むことがいいのかどうか、

必要なのかとか、そこはわからないのですけれども、全体の印象としてはとても一歩前へ出られたという気がいたします。

松下主査 このフローチャートはここで議論して、ある程度了解をした上で、全体会議に報告するわけですが、全体会議で了承されたこのフローチャートは、どういう位置づけになりますでしょうか。

長瀬 最終的には運用面の見直しという形で整理をいたしますというのが一つ。あと、必要なものについては、例えばこちらの運用目安とかに落とし込んで、ちゃんと事務局と助言委員との間で合意をしていくという形になろうかと思えます。

松下主査 それではよろしいですか。28番、日比委員、お願いいたします。

日比委員 この私の前半のところはいいのですけれども、要はこの私の疑問というか質問は、このフローは助言委員側がカテゴリBだけれども、助言が必要なのではないかと思ったものについて、そのルートに乗せるためのフローがあるという理解をしたので、私のそもそもの疑問というか、思ったのは、ただ助言委員もそんなにカテゴリB案件に精通しているわけではもちろんなくて、リストはあるとはいえ、そもそもリストを見てもわからないケースも多いのではないかと、情報が限られて。

そういう中で、審査部さんのほうから、このルートに乗せる、プロセスに乗せるオプションがあってもいいのかなと思ったのです。ただ、いただいたご回答を見ながら理解するところでは、BだけれどもA相当、あるいは大きな影響がありそうだというものは、そもそもAにしていますと、今日、ご説明もあったので、そういうことかなと。かつBとして一度はなったけれども、これはA相当だと変更することもあり得る。つまり、このフロー、今回提出いただいたフローは、審査部として対応できるものについてはこの外で既に担保できているので、ここは助言委員のほうから、これは再考したほうがいいのではないかとという窓口をつくっていただいたという、そういう理解でよろしいですか。

つまり、これまでの運用、既に審査部でされている運用と、これによってカテゴリBだけれども大きな影響が出てしまいましたというものは、防ぐ手立ては大丈夫だという、そもそもそういうことですよ。それであれば結構です。ありがとうございます。

松下主査 よろしいですか。29番、石田委員のコメントですが、石田委員は今日欠席ですので、これをとりあえず読んでいただきまして、その上でJICAのほうからご質問いただきたいと思えます。

折田 基本的にはこれまでのところの論点と同じ話し方を繰り返しつつ、回答もそのとおりです。

松下主査 これまでの議論で石田委員のコメントがほぼカバーされているということで。

折田 そうです。

松下主査 よろしいでしょうか。

日比委員 すみません、よろしいでしょうか。

ここ、そもそも強い意見があるというところまでではない。つまり石田委員のおっしゃることも理解できるなと思っておりまして、そのガイドラインでは確かにカテゴリAについて助言するというふうにあるのですけれども、さっきの話ではないですけれども、では誰がまずカテゴリAだと判断するのかというのがありますし、そのカテゴリづけというのは、そもそも環境影響の度合いの一番初期的なスクリーニングというふうに理解するのですけれども、そうすると、このガイドラインが実施していく一番最初の入り口であると。

そうすると、これの解釈の仕方として、助言委員会はAと決まったものについて助言をすると、必ずしもそこに解釈を限定するものではないのかもしれないという気はいたします。

石田委員のおっしゃっているのは、そこをもうちょっと意味のある書き方をしているかと思うのですけれども、なので、そのカテゴリづけのところについてのBであっても、必要な場合は助言の連絡の窓口はあるのですけれども、そもそもそうではなくて、これはAだろうという、そういう対応の受け皿ではないのかなと。あくまでBはBで、もうちょっと検討したほうがいいのではないのかということは受け付けますという話だと思うのですけれども、一番初期的な環境影響のスクリーニングについての何らかの助言委員会の役割が全くないと本当に言っているのかなというのはちょっと思う。石田委員のコメントを見て思ったところでございます。

こうしたほうがいいとまでは私、言えないのですけれども、もう少しその議論があってもいいのかな。今日なのか、見直しの際なのか、実際にガイドライン、わからないのですけれども、そういうコメントでございます。

松下主査 現状ですと、A案件とB案件のカテゴリ分類はJICA側、事務局側でされませんが、A案件については全て助言委員会が助言できる。B案件についても必要に応じてご説明を求めたり、あるいはその説明の結果に応じて助言をしたりすることができる。そういう意味では、そういうかけるべき案件の選定に助言委員も関与できる形にはなる。

日比委員 という解釈はできると思うのです。助言はAと必要なBになっていますけれどもそもそも何がAか、Bかという、あるいはCとかもあるのかもしれないですけれども、というところに助言委員会のマンデートはないとは、どこにも書いていないのかなと。解釈の一つとしてはあると思うのですけれども、そうでない解釈もし得るのかなと思います。

作本委員 今、日比さんがおっしゃることは、この石田さんのコメントのこの第2パラグラフの最後と第3パラグラフの終わりのほうには、選定作業自体にAかBか選び分けるところに委員を参加させるような、そういう規制のことを言っているのですよね。

どちらかと言えば積極的にここから判断の入り口で関わらせてくれと。私もここで今、議論していたのは、消極的に受け身になるかもしれないけれども、一応、JICAさんが最初に判断したものをまたAからB、BからAではないですけども、この修正をしながら、参加することができるという、そういう積極性、度合いが違うのでしょうか、石田さんが言っているこの最初の段階でのえり分け作業というのはAかBか、ここにまで入る必要があるのかどうかということ、やはり議論しておいたほうがいいのではないかと。人によって考え方が違うと思うから。

日比委員 そうですね。

松下主査 JICA側から何かリアクションはありますか。

長瀬 今までの繰り返しになるかもしれませんが、カテゴリ分類自体に本当に助言委員会の皆様が入ってきていいのかというのはあるかと思います。我々も実は牽制部としてJICAの中で機能するに当たってかなり事業主管部から詰められて、「これ、何でAなんだ、Bなんだ」、それと同じことをまた助言委員会の方がなさるということ。その必要性がどこにあるのかというのが、まず非常に大きな問題としてあると思います。

私どももカテゴリ分類については、それ相応の経験を蓄積させていただいているということ。その分類したものを踏まえた上で、ではカテゴリAだったらこれくらいの環境社会配慮をしないといけないというところを今、立てつけとしては助言委員会の皆様に提案いただいているところです。それは非常にありがたい話だと我々も思っています。特にAについてはいろいろと専門性を要するものだと思っております。なので、個人的にはその立てつけは特に変える必要もないし、多分このガイドラインをつくったときにはそういったことを全く考えていなかったのではないかなというふうに、あまり私も当時の経緯を知りませんが、そういうふうに思っている次第です。

逆に、そういったカテゴリ分類のところまでそもそも助言委員の方が判断するのだという形になってくると、それだけ逆に責任をとっていただくという立てつけにもなるかと思うので、そのリスクは負っていただくということにもなるのだと思います。

日比委員 私もどっちがいいかというところまでわかりません。今のほうが多分、実務上は明らかに効率的なのかな。一つ考えるのはアカウントビリティーのところ、外部から見たら、AなのかBなのかというのはやはり大きな判断だと思うのです、環境社会配慮あるいは影響評価をしていく上で。そこに恣意性があるというのではないのですけれども、外部の人から見て恣意性が存在し得る立てつけになっているというのは、これは否定できないと思うのです。これまでそうだったということではないのですけれども、そういう可能性は残る。そうするとそうではないのだというのを、今のままだったら今のままだでもいいと思うのですけれども、では何を根拠にAとしました、

Aとしませんでしたというのを、対外的な発信というか情報公開を、例えばもっと具体的にしていくことで、そういう疑念の可能性を排除していく、アカウントビリティを高めるというのは、今後の検討としてはあり得るのかな。これまでのことがだめとかいうのではなくて、より高めるという意味では、そこにそういう外部からの疑念の余地が残り得る構造であるというのは認識しておいたほうがいいかなと思いました。

長瀬 個人的な意見ですけれども、多分、その時代時代によってアカウントビリティというのは求められてくるのは変わってくると思うのです。私もサラリーマンを始めたペーパーのころはガイドライン、そもそもなかったですし、それが今はこれが当たり前の世界になってきていますので、なので要求されているアカウントビリティの水準、アカウントビリティという言葉、正しいかどうかは別として、そういったものが上がってきている。なので、それに応じて日比委員がおっしゃるように、今後はそういったカテゴリA、カテゴリB、判断基準をもっと明確にするというのは考えられるのかなと思います。ただ実際、自分で判断している身としては、今、ホームページに簡潔ですけれども理由を書いておりますけれども、ああいう形で一種、機械的に判断しているのではないか、みたいなふうに読まれるような形をとり続けないと、整合性のあるカテゴリ分類は非常に難しいと思います。非自発的住民移転の人数しかり、先ほど少し出た規模要件しかり、そういったものも含めて、かなり機械的にそういったものを判断していく必要があるし、今までやってきたというところ、実際そうです。それに対して、今のところはあまり疑義を呈されてきていないということです。

篠田 ただ、我々JICAはODAの実施機関なので、プロジェクトを実施する身として何で実施するのか、どういうカテゴリで実施するのか、それもアカウントビリティをもって、税金を使ってやっている以上、それは問われるのは当然のことですし、それを問われたら、やはり真摯に答えていくということだと思うのです。

これまでも幾つかいろいろな議論で、いろいろなレイヤーで問われて答えてきているつもりですし、助言委員会というのも一つの説明責任の場だというふうに思っていますので、そういったところで答えていくということだと思うのですが、例えばですけれども、先ほど来から話にある「じゃ、Aは何をやったらAなのだ」みたいなのを極めて明確に、例えば示すというのが、果たしてアカウントビリティを担保するかもしれないけれども、それが一番本当に得策なのか。全体を考えたときに得策なのかというのは議論があるのかなというふうに思っています。

なぜかという、それを出すことによってアカウントビリティは高まるかもしれませんが、また別の使い方もできるのです。つまり案件形成するほうからすると、ではそこに至っていなければ、B、Cになるのではないかとか、いろいろな使い方ができてしまうようなもので、我々としてもかなり慎重に判断しながらやっている話なので、アカウントビリティはもちろん大事ですし、それはもちろん果たしていく

のですけれども、何でもかんでも情報を大っぴらにすることによって、いろいろなことが全部うまくワークするかというと、そうでもないのかなというのは、正直個人的にはあるところですよ。

先ほど200人というのが非自発的住民移転の大規模要件として出ているというふうに申しあげましたけれども、では199人だったらBなのかというと、では199人になるように輪切ってプロジェクトをつくれれば、BBBになるわけです。助言委員会、一切かからないし、みたいな、そういう議論になってしまう。それも案件形成をする、あと開発を担う身として開発効果はそれでは出ないですし、カテゴリ分類を下げるために案件形成をするというのはナンセンスだと思うのです。開発効果をそれでそがれると言ったら不十分だと思いますので、そこをやはりうまく整合をとりながら一番いい方策で進めていくというのが大事だと思います。ただ、今、日比委員からいただいたカテゴリ分類についての説明責任を、我々がやはり判断している以上、問われるというのは、やはり非常に重要な意見だと思いますし、それを明確にしていくというのも一つご意見としていただいたというのが、今回の議論なのかなというふうに思います。

松下主査 それではこれで一応一通り質問・コメントに対する回答を確認していただきました。全体を通して、追加的にご意見あるいはコメントがありましたらお願いいたします。特にないようでしたら、これまでの意見とそれに対する回答を踏まえて、スライド7番と8番を改訂していただくということが今回のワーキンググループのまとめ作業になると思いますが、よろしいですか。

一応それぞれの意見に対する回答で確認はしていただいていると思いますが、ここで7と8の図をつくるのは、あまり現実的ではないと思いますので、これまでの意見を踏まえた上で再度事務局のほうで提案の改訂版をつくっていただく。その上で再びメール上で確認していく。そういう作業でよろしいでしょうか。

折田 ただ基本的には大きな変更ではなくて、7番のところの一部加筆すべしとか、そういった話だと思います。まとめて修正いたします。

田中委員 例えば先ほどの何番でしょうか。まとめて、例えば年間にB案件の実施状況、報告を受けるとかそんなのがありましたよね。そういうことについて、検討しましょうと、これは村山委員長からの提案に対してですね。

松下主査 そういったことも。

田中委員 そうですね。対応として入れていくとどうでしょうか。

松下主査 対応事項として明記していくことが必要ですね。

ほかにここで確認しておくべきことはありますか。

二宮委員 これ、FAQは設けないでということ。

松下主査 FAQは特に設けないということですね。

作本委員 すみません、もう一回柴田さんがさっき言われたことと同じなのですが、カテゴリーB案件となった場合には、その後のプロセスというか、そういうも

のは今、全く載っていないですよ。B案件で取り上げるというような場合には、どういう手順で議論するかと、それはないのですけれども、それは言うまでもないのですか。ちょうど一番下の行、8ページの一番下の行になるかと思うのですけれども、カテゴリB案件の概要説明を一応やって、その後更にワーキンググループ、全体会合のほうになるかわかりませんが、そういうのを持つということになった場合には、そこでまた助言ということに最後にはなるのでしょうかけれども、その間プロセスはむしろここは空白にしておいたほうがいいのでしょうか。言うまでもない、言うというか、ここに書き込む必要もない。

宮崎 事務局案としては、この全体会合2回でセットできればありがたいなとは思っているところではあるのです。ただ、それでも不足だということになれば、まだワーキンググループに持ち込んでお話しさせていただくことも、もちろんやらせていただきますが。

作本委員 毎回設けてくださいという意味ではないですよ、私も。

宮崎 今日現在、我々としては、カテゴリAと同じようにしましょうというのではなくて、今後はあくまでカテゴリBとしてはこういうフローでどうでしょうかという提示をさせていただいており、それでいかがでしょうかということなのです。

日比委員 先ほど意見させていただいたのは、そのワーキングなりを開いて助言を行う、そういうオプションがあるというのはやはり明記していただきたいなというふうに思います。

宮崎 フローに入れるか、あるいは何か可能性もあるという注をつけるとかでしょうか。

日比委員 少なくとも今のこのページにあるフローは、全体会合に説明するだけになっているのは。

宮崎 点々とかでもいいわけですね。点々とか。

日比委員 でもいいと思いますけれども。

折田 この8ページのところでは。

日比委員 そうです。だから8に書いてあるのを7に反映させましょうということですよ。

折田 そうするとたしか村山委員長からのコメントを反映すれば、7番のところ、最後のところに必要に応じて助言というところを入れることにします。

松下主査 必要に応じてワーキンググループもあり得るということですね。どこかに注でもいいということなのですが、書いてもらって。大体よろしいでしょうか。

それでは今後の予定について事務局側からお願いいたします。

長瀬 ありがとうございます。非常にコンパクトに集中した議論をしていただいたと思っております。

今後の予定ですが、2月2日が2月の全体会合になりますので、それまでに今日ご議

論いただいた内容を踏まえた最終的な案を私どものほうでも準備いたします。準備し提示した上で、皆様に少しメール審議していただくような時間を設けさせていただいて、それを最終的に2月の全体会合で取りまとめたいというふうに考えております。

いつものように、まず松下主査のほうに送らせていただいて、そこから皆様に配付さえていただくという形です。

松下主査 取りまとめのメール審議が大分錯綜しておりますが、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

作本委員 すみません。その次にいわゆる予備日というのを2回ほどJICAさんが用意されていると思うのですが、実際かかる案件がありそうですか、ないですか。

長瀬 今のところ、これ第10回ですけれども、今日の議論を見てみても、これをもう一回ワーキングでやる必要性は、私どもは、今、感じておりません。あともう一回だけE/S借款のものがございまして、それはまだ何とも言えませんが、それ次第という感じで考えております。

作本委員 ということは、一応見直しワーキングと呼ばれているこの会議はこれで、今日で一応終わりということで。

長瀬 あともう一回あります。もう一つあります。

松下主査 26日にあります。

作本委員 26日にありました、ごめんなさい。失礼しました。

長瀬 それで終了ということになります。

作本委員 わかりました。

田中委員 3月の全体会合のときに、全部一式準備して、今まではよく五月雨で出てきているので、どうでしょうか。いいですか。

山邊 前回の全体会合でも最後に簡単にご説明したのですが、ワーキンググループも今月で終わりますので、2月3月の全体会合で、実際にどう、まとめという形で残すかというところをご相談させていただければと考えております。

松下主査 それでは、本日はこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

午後4時14分閉会